

寝たきり体験と介護技術

No. 33 チェック介護保険

限度額を越えるサービス利用の実態は?

=ともに生きる暮らしをめざして=

特定非営利活動法人
尾張地域福祉を考える会まごころ
まごころ訪問介護事業所



平成14年 11月1日 No. 113

〒491-0041 一宮市文京1丁目4-6

0586-73-8707

FAX 0586-73-8870

まごころ

知的障害者・児へのふれあい広場

利用ニーズに合わせた対応を

- ◆利用時間枠の延長及び学校へのお迎え
- ◆絵画教室 12月から毎週土曜日1時~4時

知的障害者の方々が地域の中でふれあえる場所作りを目指し、開設した「ふれあい広場まごころ」少しずつお問い合わせがあったり、訪問者があつたり、必要とされているのだと実感しています。相談1)

働くお母さんから「障害児の学童保育は3年生まで。来年になつたらどうしようかと困っている。時間について幅を広げていただける用意はありますか」という質問をいただいた。働くお母さんのニーズに応えるためには、学校が終わった後の4時から6時まで広場が必要。さらに、学校まで迎えに行って広場へ連れて来てほしいと希望。勿論、承諾しました。

相談2)

「障害がある子供は預かれないと言われつづけてきたお母さん。「こちらがお願ひしたいのは障害のある子供なんです。ずっと差別を受けてきました。自分が病気や急な用事ができた時にどうしようとずっと不安でした」と訴えられた。お子さんの事前面接を依頼。

相談3)

絵を習わせたいので、ぜひこの広場を土曜日の午後借りたい、という申し出をいただいた。勿論OK。どんな絵が生まれるか楽しみです。

実体験から・・・縛られるのはいやです／おむつもいやです

また、受講生の体験を通して
体験して初めて理解

A ①不快な感触。
②屈辱的。
③おむつを外すことを考
えていた。
④長時間はつけられない
もの。
⑤こんな感じでしたか。

Q 濡れたおむつをつけ
て、受講生の感想は次のとおり。
A ①手足の自由を奪うこと
は絶対によくない。
②このまま続いたら、生きていっても仕方がない
と思つた。やむを得ず、縛る必要
が納得が必要と感じた。すべての機能が低下し
ていくと感じた。何とも言えない体験でした。

一人寝かされる。さらに、寝て食べる食事を体験していたときも、濡れたおむつをつけ、縛りだきました。受講生の感想は次のとおり。

大学の伊藤和子先生と日本赤十字社愛知県支部の横井先生に指導いただきました。

介護技術には愛知江南短期大学の伊藤和子先生と日本赤十字社愛知県支部の横井先生に指導いただきました。

学ぶ機会としました。

濡れたおむつをつけ、縛りだされました。受講生の感想は次のとおり。

Q 「縛る」「縛られる」を体験して感じたこと。

心がありました。今、介護保険では、厚生労働省は拘束を禁止しています。

しかし、病院や施設、在宅で、実際には、管を抜かれてしまって、転倒が心配、徘徊が激しい、車椅子からずり落ちるなど危険だからと、何らかの方法で、拘束がやむを得ず行われている実情も否定出来ないところです。

また、特に縛りについて関心がありました。今、介護保険では、厚生労働省は拘束を禁止しています。

実際に濡れたおむつをし、ベッドに寝かされ、縛られ、そのういと自由を奪うことがどういうものかを実体験します。

寝たきり体験では、動けないといふことなのか、自らが実際に濡れたおむつをし、ベッドに寝かされ、縛られ、そのういと自由を奪うことがどういうものかを実体験します。

介護は、病む人の気持ちと同じ土俵で考えることが必要であり、その土俵にあがる努力がよりよい介護への姿勢であります。同じ土俵で考えることが必要であると思い、当会は寝たきり体験講座を開催しています。

以上のような理由がありました。

介護は、病む人の気持ちと同じ土俵で考えることが必要であり、その土俵にあがる努力がよりよい介護への姿勢であります。同じ土俵で考えることが必要であると思い、当会は寝たきり体験講座を開催しています。



テレビをいたしました

この度、Kさんからテレビ1台いただきました。ミニディイサービスやふれあい広場の皆さんが楽しみにして見ていたいっています。大切に使わせていただきました。ありがとうございました。

ういうものかを実体験します。『縛られる心のいたみ』がどうかを考えます。

介護は、病む人の気持ちと同じ土俵で考えることが必要であり、その土俵にあがる努力がよりよい介護への姿勢であります。同じ土俵で考えることが必要であると思い、当会は寝たきり体験講座を開催しています。

寝たきり体験では、動けないといふことなのか、自らが実際に濡れたおむつをし、ベッドに寝かされ、縛られ、そのういと自由を奪うことがどういうものかを実体験します。

寝たきり体験では、動けないといふことなのか、自らが実際に濡れたおむつをし、ベッドに寝かされ、縛られ、そのういと自由を奪うことがどういうものかを実体験します。

寝たきり体験では、動けないといふことなのか、自らが実際に濡れたおむつをし、ベッドに寝かされ、縛られ、そのういと自由を奪うことがどういうものかを実体験します。

寝たきり体験では、動けないといふことなのか、自らが実際に濡れたおむつをし、ベッドに寝かされ、縛られ、そのういと自由を奪うことがどういうものかを実体験します。

寝たきり体験では、動けないといふことなのか、自らが実際に濡れたおむつをし、ベッドに寝かされ、縛られ、そのういと自由を奪うことがどういうものかを実体験します。

寝たきり体験では、動けないといふことなのか、自らが実際に濡れたおむつをし、ベッドに寝かされ、縛られ、そのういと自由を奪うことがどういうものかを実体験します。

市町村は、保険者として正確な情報収集し、その上で、限度額を独自の上乗せサービスの施策を考へています。なぜなら、現在、限度額が越えていたいたいと思います。多くのサービスがどうしても必要な方はあっても、その実費負担を(現必要)支払うことが出来る方はそこまで多くはないと思われるからです。

それと共に、限度額の問題は大きな課題になつていくと思われます。今後の対策に先立ち、現在の限度額で、在宅支援が十分かどうか検討される必要があります。そのための検討材料として、これまでの実績を見直し、きちんととしたケアプランとその情報開示が必要であります。

上乗せサービスの実施を

それぞれの自己選択で、これまで何とかクリアされてきました。しかし、今は高齢者が増え、しかも後期高齢者の痴呆症の増加で、当然サービス利用は複雑に増加すると思われます。

実費負担が大変で、家族介護で担つたり、本人自身がケアを怠してこられたり、中には、それが限度額が越えてこられたのでしょうか。

以上のような理由がありました。超高齢社会の厳しさを感じられます。介護者が高齢により介護力低下するなど危険だからと、何らかの方法で、拘束がやむを得ず行なわれている実情も否定出来ないところです。

・退院直後の重介護が必要な一日に三回のケア訪問が必要です。介護者が高齢により介護力低下するなど危険だからと、何らかの方法で、拘束がやむを得ず行なわれている実情も否定出来ないところです。

・利用者さん自身の身体状態低下で、サービス量を増やしたい。下でサービス量を増やしたい。限度額を越えるサービスについての相談が目立つようになりました。限度額が越えるサービスが必要な理由について

介護保険は身体の状況によって受けられるサービス量を増やしたい。限度額を越えるサービスについてのご相談が目立つようになりました。限度額が越えるサービスが必要な理由について

介護保険は身体の状況によって受けられるサービス量を増やしたい。限度額を越えるサービスについてのご相談が目立つようになりました。限度額が越えるサービスが必要な理由について